

参考資料

資料1 裾野市人口ビジョン（2025年度版）

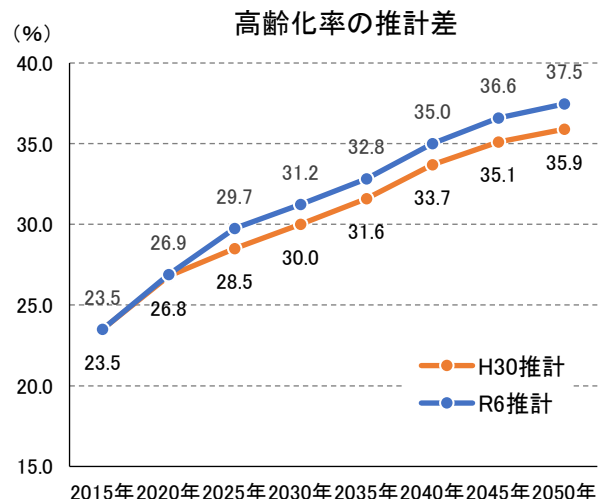
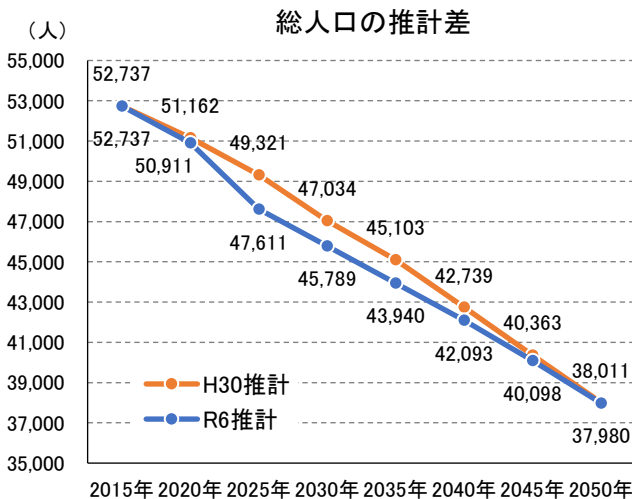
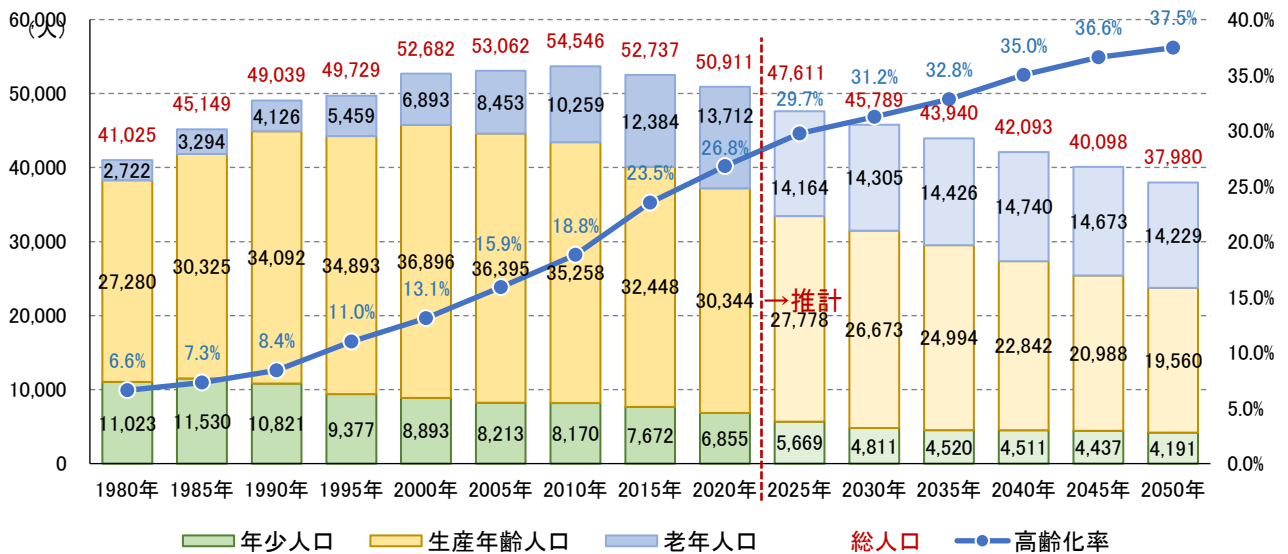
1. 人口の将来展望

①総人口及び年齢3階層別人口

○平成30年に想定した2020年の総人口は51,162人であったが、実数は50,911人であり251人（-0.48%）少なかった。

○また、平成30年に推計している高齢化率は2020年で26.8%であったが、実際は26.9%と想定を上回り、想定値を上回るその傾向は今後も続いていくと想定される。

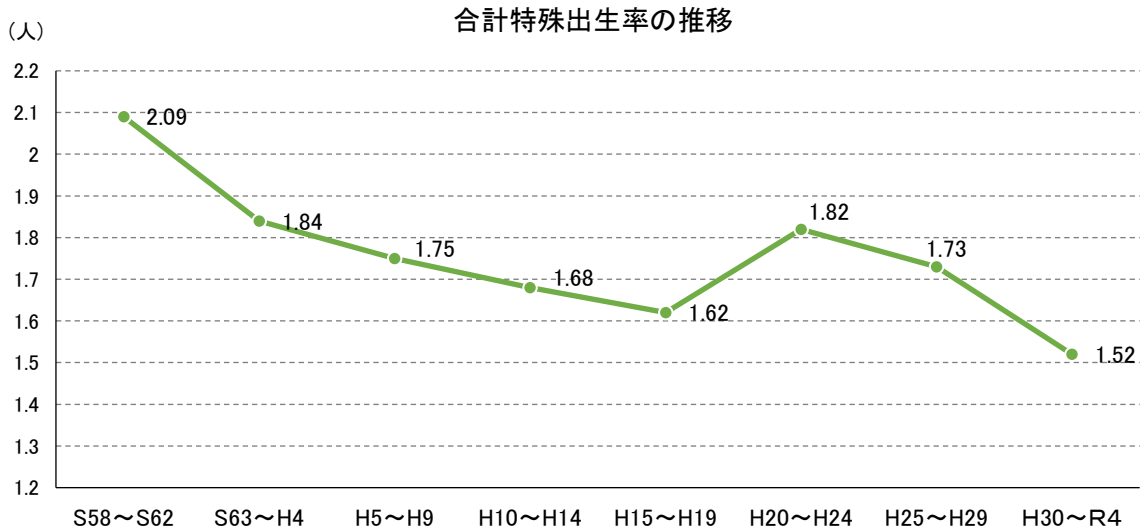
本市の総人口及び年齢3階層別人口推移



出典：1980年～2020年は国勢調査、
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

②合計特殊出生率

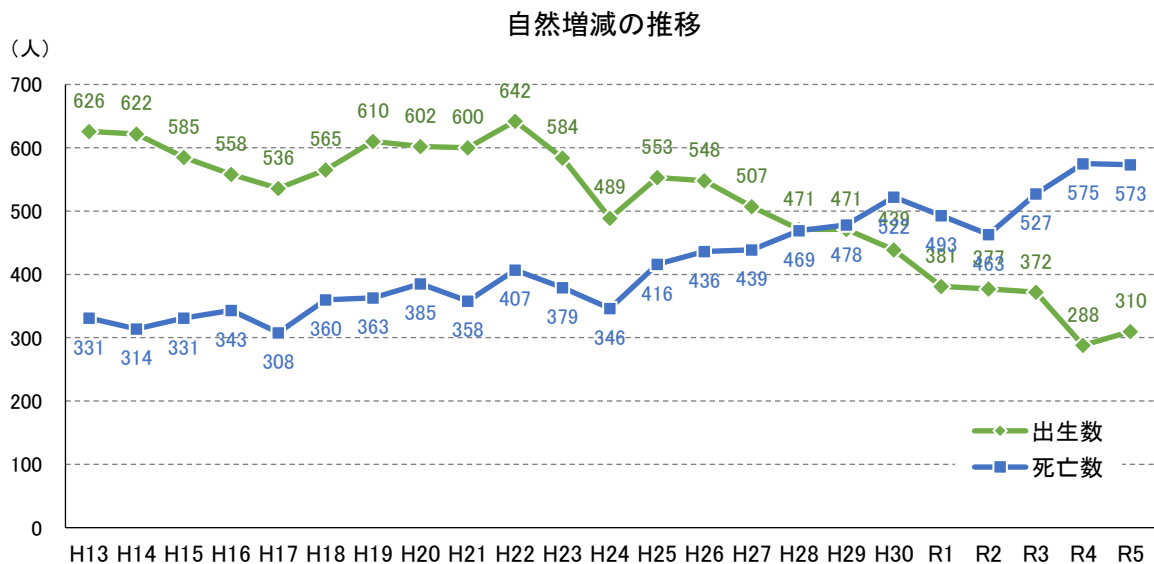
○近年（H30～R4）合計特殊出生率は、前回（H25～H29）の1.73から1.52へ減少した。



出典：住民基本台帳

③自然増減

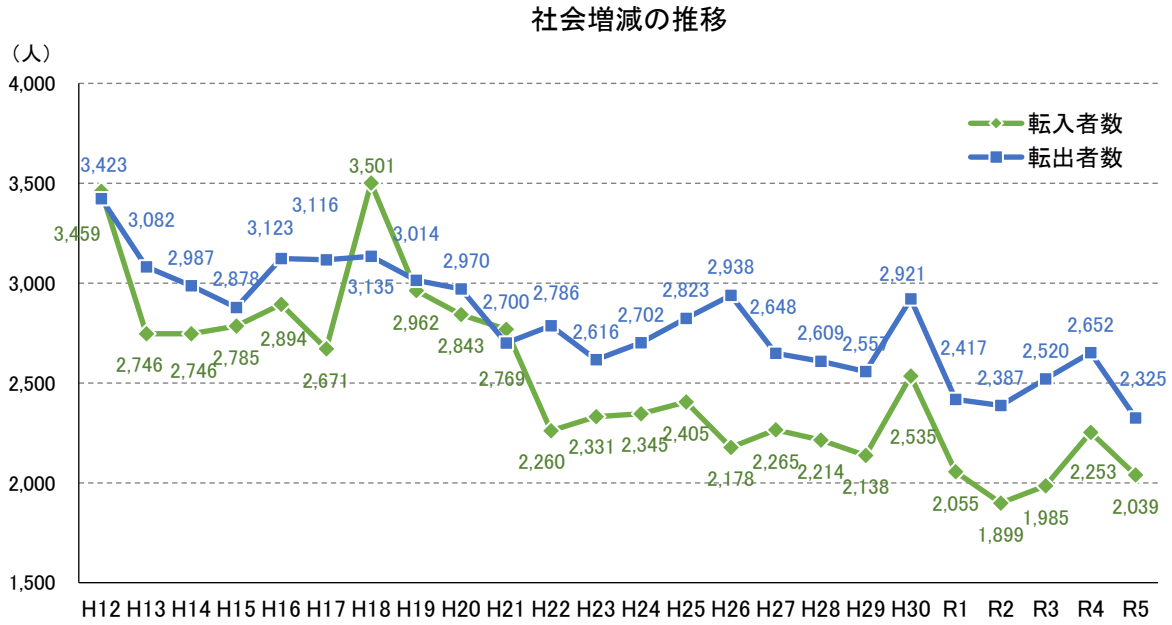
○H29以降、死亡数は出生数を上回っている。2023年（令和5年）死亡数は573人、出生数は310人で、出生数は死亡数よりも263人少ない。



出典：住民基本台帳

④社会増減

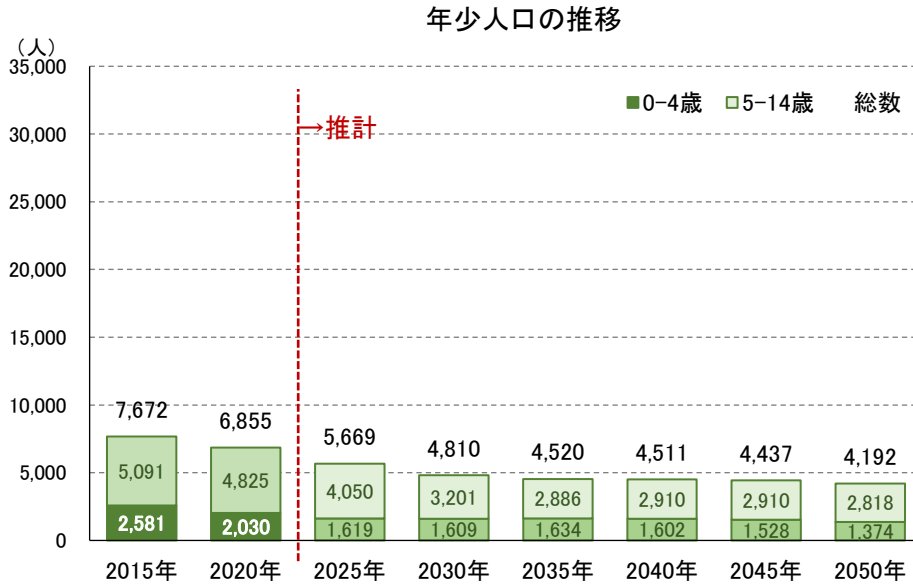
○H22以降、転出者数（2,786人）は転入者数（2,260人）を上回り、2023年（令和5年）では286人の転出超過となっている。



出典：住民基本台帳

⑤年少人口

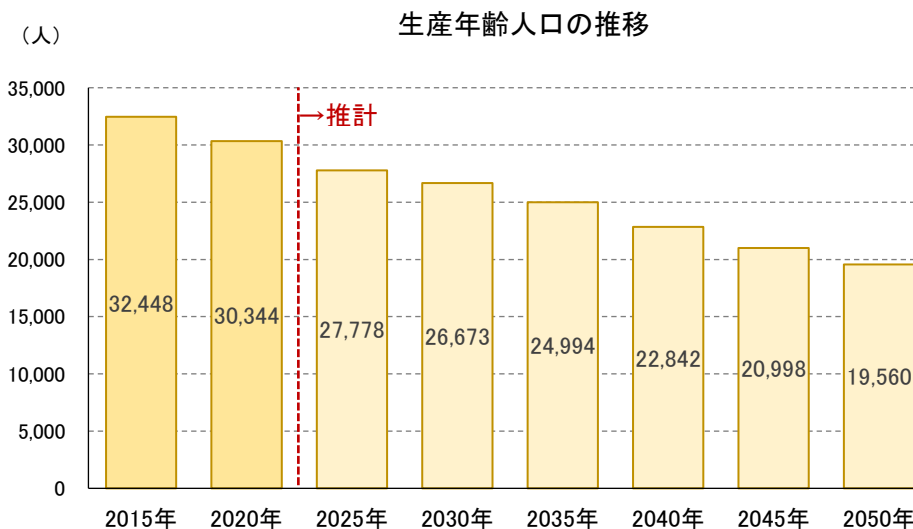
- 2020年（令和2年）の年少人口は、2015年（平成27年）よりも817人が減少している。なかでも0-4歳の減少が551人であり、5-14歳の266人の減少を上回っている。
- 年少人口はさらに減少し、2030年（令和12年）には6,855人、2050年（令和32年）には4,192人と推計されている。



出典：2015年～2020年は国勢調査、
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

⑥生産年齢人口

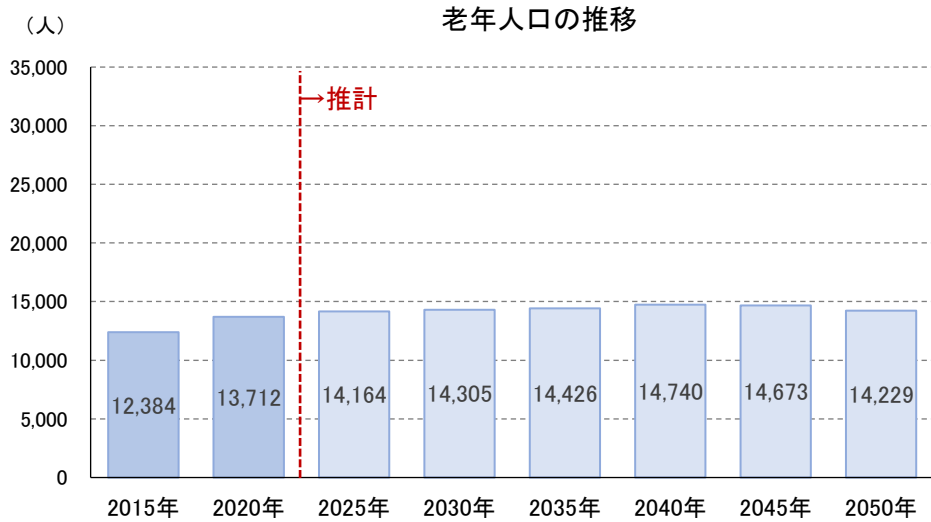
- 2020年（令和2年）の生産年齢人口は、2015年（平成27年）よりも2,104人が減少している。
- 生産年齢人口はさらに減少し、2030年（令和12年）には26,673人、2050年（令和32年）には19,560人と推計されている。



出典：2015年～2020年は国勢調査、
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

⑦ 老年人口

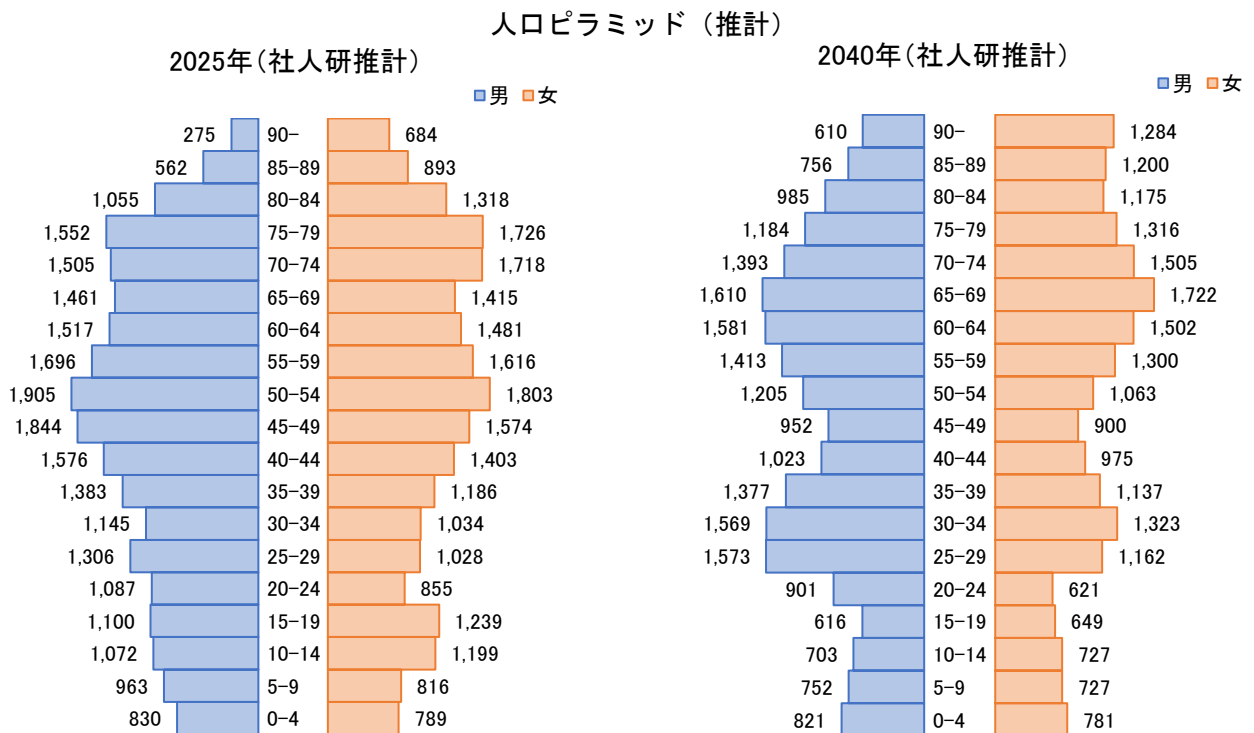
- 2020年（令和2年）の老年人口は、2015年（平成27年）よりも1,328人が増加している。
- 老年人口は、2030年（令和12年）、2040年（令和22年）の14,740人まで増加し、その後は減少に転じて、2050年（令和32年）には14,224人と推計されている。



出典：2015年～2020年は国勢調査、
2025年～2050年は人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

⑧ 人口ピラミッド

- 本市の5歳階級別人口の推計を見ると、2030年（令和12年）のと比較して、2050年（令和32年）の老年人口は、男女ともに20歳以下の人口の減少が顕著である。



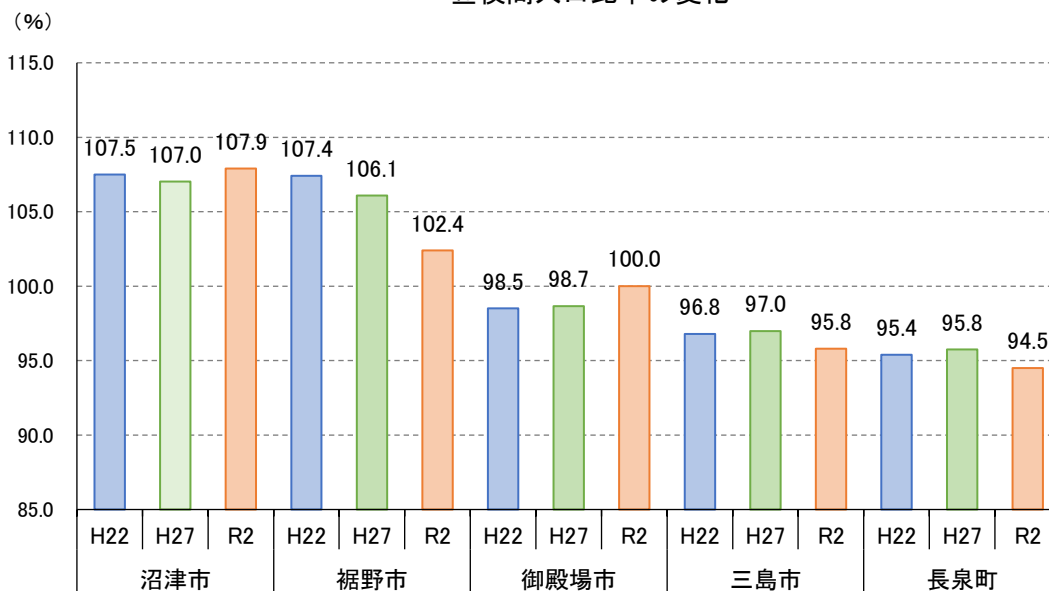
出典：人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）をもとに作成

⑨ 昼夜間人口比率

○ 昼間人口比率の変化については、これまでの本市の比率は 100 を超えているが、その値は減少が続いており、減少幅は近隣と比較しても大きい状況となっている。

○。

昼夜間人口比率の変化

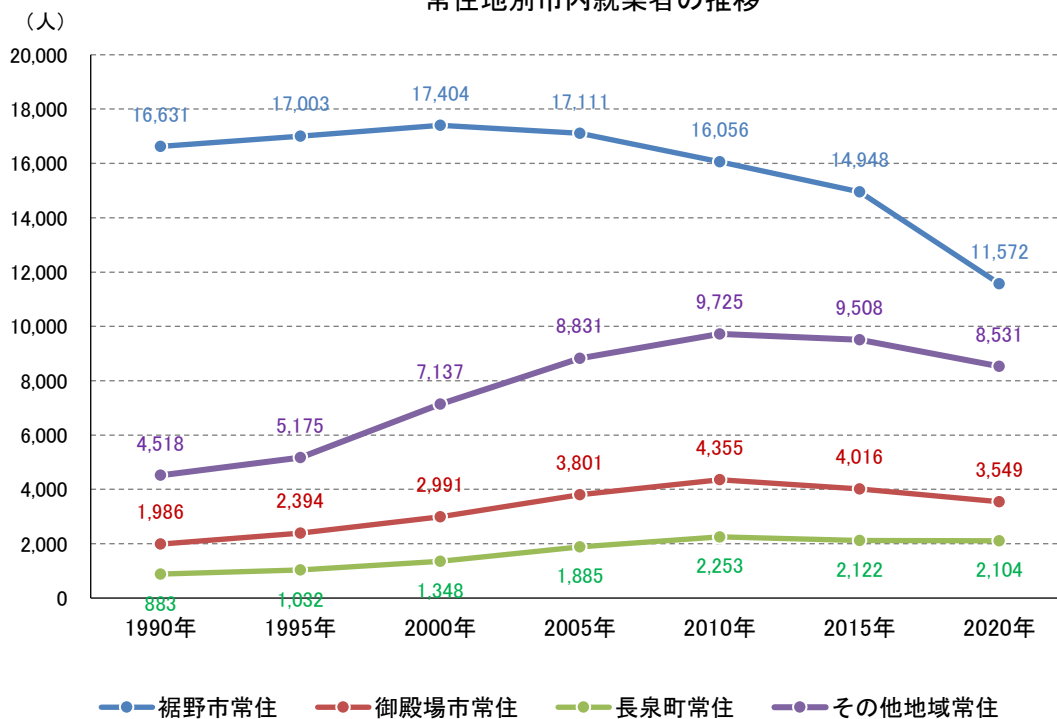


出典：国勢調査

⑩ 常駐地別市内就業者

○ 常駐地別市内就業者については、近隣から通勤する就業者の減少と裾野市内から市内に通勤する就業者の減少が大きい状況となっている。

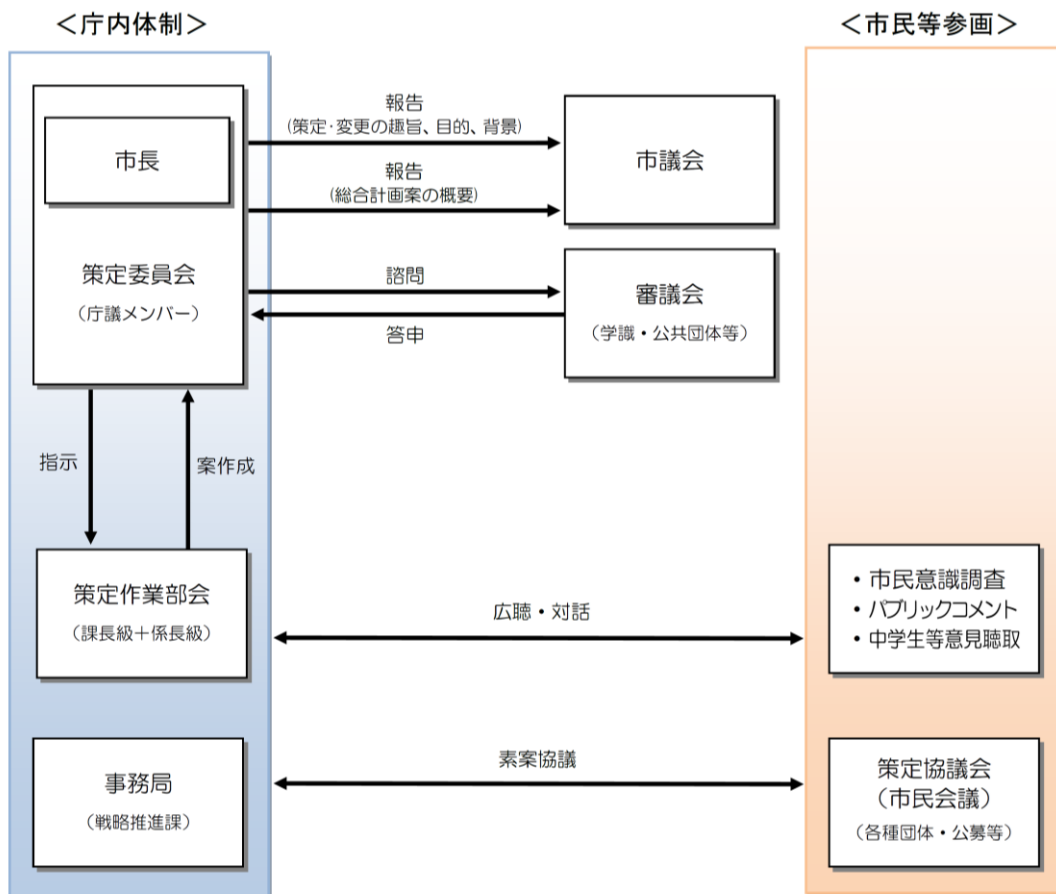
常住地別市内就業者の推移



出典：国勢調査

資料2 策定体制と策定経過

1. 策定体制



2. 策定経過

■策定スケジュール

| 日時 | 会議名等 | 主な議題 |
|-----------------------|---------------------|---|
| 令和6（2024）年 | | |
| 6月10日（月） | 出前講座 | ・「裾野市の現状と課題これからのまちづくり」について須山中学校3年生に授業を実施 |
| 8月8日（木） | 第1回策定委員会 | ・策定体制、今後のスケジュール説明 |
| 8月22日（木） | 第1回策定作業部会 | ・第5次裾野市総合計画前期基本計画の評価依頼 |
| 9月6日（金） | 出前講座 | ・「裾野市の現状と課題これからのまちづくり」について深良中学校3年生に授業を実施 |
| 9月13日（金） | 作業部会作業まとめ① | ・前期基本計画の評価に対する作業とりまとめ |
| 11月8日（金） | 第2回策定委員会 | ・第5次総合計画前期基本計画の評価 |
| 11月11日（月） | 第1回策定協議会（市民会議） | ・委嘱状交付、会長選出、策定体制、市の現状及び社会経済動向説明、市の将来像についてワークショップを実施 |
| 11月26日（火） | 第1回評価委員会 | ・委嘱状交付、委員長選出、前期基本計画の内部評価説明 |
| 12月13日（金） | 第2回策定協議会（市民会議） | ・まちの将来像の実現のために必要なことについてワークショップを実施 |
| 令和7（2025）年 | | |
| 1月23日（木） ～2月12日（水） | 市民意識調査 | ・18歳以上の市民1,200人を対象に実施 |
| 1月30日（木） | 第3回策定協議会（市民会議） | ・後期基本計画において重要（大切）な取組についてワークショップを実施 |
| 2月4日（火） | 第2回評価委員会 | ・前期基本計画の評価説明・協議 |
| 3月6日（木） | 第4回策定協議会（市民会議） | ・「後期基本計画策定に向けたまちづくりの提案」を発表 |
| 3月18日（火） | 第1回総合計画審議会 | ・委嘱状交付、会長選出、諮問ほか、策定体制、今後のスケジュール説明 |
| 5月1日（木） | 第3回策定委員会 | ・策定方針、施策体系の協議 |
| 5月13日（月） ～6月4日（水） | まちづくりのためのアンケート調査 | ・静岡県立裾野高等学校と不二聖心女子学院高等学校の生徒を対象に実施 |
| 5月30日（金） | 作業部会作業まとめ② | ・施策の柱と施策に対する作業のとりまとめ |
| 6月13日（金） ～6月24日（火） | 各課ヒアリング | ・各施策のヒアリングを実施 |
| 7月1日（火） | 第4回策定委員会 | ・後期基本計画骨子案の協議 |
| 7月3日（木） | 議員協議会 | ・策定方針、骨子案、スケジュール説明 |
| 7月15日（火） | 策定委員会（部長級会議） | ・各施策の柱に関する評価協議 |
| 7月18日（金） | 作業部会作業まとめ③ | ・基本計画の現状と課題、施策に対する作業のとりまとめ |
| 7月24日（木） | 策定委員会（部長級会議） | ・各施策の柱に関する評価協議 |
| 8月1日（金） | 第5回策定委員会 | ・前期基本計画の反映方法、施策の柱協議 |
| 8月4日（月） | 総合計画に関する協議検討委員会（議会） | ・策定方針、骨子案、経営方針案説明 |
| 8月5日（火） | 第2回総合計画審議会 | ・策定方針、骨子案、経営方針案説明・協議 |
| 8月18日（月） | 策定委員会（部長級会議） | ・前期基本計画の評価、施策の柱協議 |
| 8月25日（月） | 作業部会作業とりまとめ④ | ・基本計画草案①、指標に対する作業とりまとめ |
| 9月1日（月） | 第6回策定委員会 | ・後期基本計画（草案②）説明・協議 |

| | | |
|------------------------|-------------------------|--|
| 9月5日(金) ～9月12日(金) | 審議会委員意見聴取 | ・後期基本計画(草案②)説明・協議 |
| 9月16日(火) | 総合計画に関する 協議検討委員会(議会) | ・後期基本計画(草案②)説明 |
| 9月24日(水) ～10月23日(木) | パブリックコメントの実施 | ・後期基本計画(骨子案)に対する意見募集 |
| 10月23日(木) | 第7回策定委員会 | ・後期基本計画改定案 ・パブリックコメント制度による意見募集の結果について |
| 10月28日(火) | 第3回総合計画審議会 | ・ |
| 11月●日(●) | 第4回総合計画審議会 | ・ |
| | | |
| | | |
| 令和8(20 | 作成中 | |
| | | |
| | | |
| | | |

3. 裾野市総合計画策定条例・裾野市総合計画策定条例施行規則

○裾野市総合計画策定条例

令和2年9月18日
条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、裾野市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画

本市の効率的な行政運営を確保し、市政の健全な発展を図るため、総合的見地に立って策定する計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものをいう。

(2) 基本構想

本市が目指すまちの将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画

基本構想に基づき施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を示す計画をいう。

(4) 実施計画

基本計画に定める施策を実現するための具体的な事業を示す計画をいう。

(総合計画の策定方針)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

2 総合計画は、行政各部門相互間の有機的連携を保ちつつ、能率的で効果的な行政を確立し、総合的な成果を挙げるよう策定するものとする。

3 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定するものとする。

4 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって策定するものとする。

5 前4項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめその原案を裾野市総合計画審議会条例(昭和47年裾野市条例第17号)第1条に規定する裾野市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(検証)

第7条 市長は、総合計画の推進及びその実施状況の総合的な検証を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

○裾野市総合計画策定条例施行規則

令和 2 年 9 月 18 日
規則第 33 号
改正 令和 4 年 3 月 10 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、裾野市総合計画策定条例(令和 2 年裾野市条例第 39 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の計画期間)

第 2 条 総合計画の計画期間は、次のとおりとする。ただし、社会経済情勢の変化等により必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 基本構想は、10 年とする。
- (2) 基本計画は、5 年とする。
- (3) 実施計画は、短期間とする。

(計画の変更)

第 3 条 基本計画は、特に著しい社会情勢の変化又は特別の理由がない限り、変更しないものとする。

(外部との調整)

第 4 条 市長は、総合計画の策定及び変更に関し、必要な外部機関及び団体等との調整を行い、策定が円滑に行われるよう努めるものとする。

(裾野市総合計画策定委員会)

第 5 条 総合計画の策定及び変更に関する重要事項を協議し、かつ、策定事務の円滑を期するため、裾野市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 策定委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の原案及び基本計画案に係る重要事項の審議に関すること。
 - (2) 基本構想の原案及び基本計画案の策定に関し、関係部等の総合調整に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し、必要な事項に関すること。
- 3 策定委員会の委員は、裾野市庁議等に関する規程(昭和 52 年裾野市訓令第 2 号)第 2 条に規定する者をもって組織する。
- 4 策定委員会の委員長は市長をもって充て、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。
- 6 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、必要があるときは、委員以外の関係職員に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 第 2 項に規定する所掌事項について必要な調査、資料の作成及び関係各課の連絡調整を行うため、委員会に総合計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。
- 8 作業部会は、市長戦略部長が各部等の長の意見を聴いて指名する課長及び担当職員をもって組織する。
- 9 作業部会に座長を置き、市長戦略部戦略推進課長をもって充てる。

(裾野市総合計画策定協議会)

第 6 条 総合計画の策定に関し、市民、有識者等の意見を広く聴取するため、必要に応じて、裾野市総合計画策定協議会(この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会への報告)

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更をしようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告及び説明するものとする。

- (1) 総合計画の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等
- (2) 総合計画案の概要

(総合計画の実施)

第 8 条 各部等の長は、総合計画に定められた事務事業について、その実現に努めなければならない。

2 各部等の長は、前項の事務事業の進捗状況について、市長戦略部長を経て市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の報告に基づいて、総合計画の推進及びその実施状況の総合的な検証を行わなければならない。
- 4 市長は、前2項に規定する報告及び検証について、有識者により施策の進捗を客観的に評価するため、必要に応じて、裾野市総合計画等評価委員会(次項において「評価委員会」という。)を置く。
- 5 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市長戦略部長への合議)

第9条 各部等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長戦略部長に合議しなければならない。

- (1) 総合計画に定められていない事務事業に関する計画を作成しようとするとき。
 - (2) 総合計画に定められている事務事業に関する計画内容を変更しようとするとき。
- 2 市長戦略部長は、前項の規定による合議を受けたときは、総合計画に照らし、その作成又は変更が適当であるかを検討するものとする。

(資料等の送付)

第10条 市長戦略部長は、各部等の事務事業の参考になるとと思われる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに関係部等の長に送付するものとする。

- 2 各部等の長は、総合計画に関する事務事業の参考になるとと思われる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに市長戦略部長に送付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第12号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

資料3 裾野市総合計画審議会

1. 委員構成

■裾野市総合計画審議会委員名簿（2024年度（令和6年度））

| | 分野 | 氏名 | 所属・職 |
|----|--------|--------|---------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 藤井 敬宏 | 日本大学理工学部・特任教授 |
| 2 | | 山本 睦 | 常葉大学保育学部・教授 |
| 3 | 公共的団体 | 橋本 勝彦 | 裾野市区長連合会・連合会長 |
| 4 | | 土屋 祐一 | 裾野市観光協会・会長 |
| 5 | | 渡邊 昌志 | 裾野市商工会・副会長 |
| 6 | | 杉山 千恵 | 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長 |
| 7 | | 市川 加代子 | 裾野市環境審議会・前委員 |
| 8 | | 飯塚 尚司 | トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部 総括室 室長 |
| 9 | | 吉田 俊朗 | 矢崎総業株式会社・ 総務人事室総務部 総務業務チーム |
| 10 | | 長谷川 好一 | 裾野市金融同盟・ 静岡銀行裾野支店 支店長 |
| 11 | 関係行政機関 | 柳川 典之 | 静岡県東部地域局・局長 |

■裾野市総合計画審議会委員名簿（2025年度（令和7年度））

| | 分野 | 氏名 | 所属・職 |
|----|--------|--------|---------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 藤井 敬宏 | 日本大学理工学部・元教授 |
| 2 | | 山本 睦 | 常葉大学保育学部・教授 |
| 3 | 公共的団体 | 橋本 勝彦 | 裾野市区長連合会・元連合会長 |
| 4 | | 土屋 祐一 | 裾野市観光協会・会長 |
| 5 | | 渡邊 昌志 | 裾野市商工会・副会長 |
| 6 | | 杉山 千恵 | 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長 |
| 7 | | 市川 加代子 | 裾野市環境審議会・委員 |
| 8 | | 飯塚 尚司 | トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部 総括室 室長 |
| 9 | | 吉田 俊朗 | 矢崎総業株式会社・ 総務人事室総務部 総務業務チーム |
| 10 | | 久保田 良一 | 裾野市金融同盟・ 静岡銀行裾野支店 支店長 |
| 11 | 関係行政機関 | 市川 顯 | 静岡県東部地域局・局長 |

2. 諮問書及び答申書

裾 戦 推 第 81 号
令和 7 年 3 月 18 日

裾野市総合計画審議会
会長 橋本 勝彦 様

裾野市長 村田 悠



第 5 次裾野市総合計画の策定について(諮問)

裾野市の今後 5 年間の指針となる第 5 次裾野市総合計画後期基本計画の策定にあたり、次の事項について貴審議会の十分な意見を賜りたく、裾野市総合計画審議会条例第 2 条の規定により諮問します。

- 1 第 5 次裾野市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の策定に関すること。

答申書

3. 裾野市総合計画審議会条例

○裾野市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 13 日

条例第 17 号

改正 昭和 57 年 9 月 3 日 条例第 23 号

平成 11 年 3 月 9 日 条例第 2 号

平成 25 年 3 月 1 日 条例第 4 号

平成 26 年 3 月 4 日 条例第 3 号

令和 4 年 3 月 8 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、裾野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、裾野市総合計画及び国土利用計画裾野市計画について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会は、専門的事項の審議のため必要があるときは、当該専門的事項について学識経験を有する者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長戦略部で処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 条例第 4 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(裾野市国土利用計画策定審議会設置条例の廃止)

2 裾野市国土利用計画策定審議会設置条例(昭和 62 年裾野市条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(令和 4 年条例第 4 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料4 裾野市総合計画等評価委員会

1. 委員構成

■裾野市総合計画等評価委員会委員名簿（2024年度（令和6年度））

| | 分野 | 氏名 | 所属・職 |
|----|-------|--------|---------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 藤井 敬宏 | 日本大学理工学部・特任教授 |
| 2 | | 山本 睦 | 常葉大学保育学部・教授 |
| 3 | 公共的団体 | 橋本 勝彦 | 裾野市区長連合会・連合会長 |
| 4 | | 土屋 祐一 | 裾野市観光協会・会長 |
| 5 | | 渡邊 昌志 | 裾野市商工会・副会長 |
| 6 | | 杉山 千恵 | 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会・会長 |
| 7 | | 市川 加代子 | 裾野市環境審議会・前委員 |
| 8 | | 飯塚 尚司 | トヨタ自動車株式会社・ 東富士研究所管理部 総括室 室長 |
| 9 | | 吉田 俊朗 | 矢崎総業株式会社・ 総務人事室総務部 総務業務チーム |
| 10 | | 長谷川 好一 | 裾野市金融同盟・ 静岡銀行裾野支店 支店長 |

2. 裾野市総合計画等評価委員会設置要綱

○裾野市総合計画等評価委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 7 日

告示第 111 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 59 号

令和 4 年 3 月 10 日告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 裾野市総合計画及び裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、有識者により施策の進捗を客観的に評価するため、裾野市総合計画等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 裾野市総合計画の評価に関すること。
- (2) 裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び市内の有識者から市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、市長戦略部戦略推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 59 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 27 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料5 裾野市総合計画策定委員会・策定作業部会

1. 委員構成

■裾野市総合計画策定委員会名簿（2024年度（令和6年度））

| | 役職 | 職 | 氏名 |
|----|-----|----------|-------|
| 1 | 委員長 | 市長 | 村田 悠 |
| 2 | 委員 | 副市長 | 及川 涼介 |
| 3 | | 副市長 | 堀越 崇志 |
| 4 | | 教育長 | 風間 忠純 |
| 5 | | 市長戦略部長 | 鈴木 努 |
| 6 | | 総務部長 | 勝又 博文 |
| 7 | | 環境市民部長 | 杉山 和哉 |
| 8 | | 健康福祉部長 | 高梨 恭 |
| 9 | | 産業振興部長 | 鈴木 敬盛 |
| 10 | | 建設部長 | 篠塚 俊一 |
| 11 | | デジタル部長 | 河合 正彦 |
| 12 | | 水道部長 | 石井 敦 |
| 13 | | 教育部長 | 勝又 明彦 |
| 14 | | 議会事務局長 | 湯山 博之 |
| 15 | | 会計管理者 | 福士 元紹 |
| 16 | | 監査委員事務局長 | 加藤 忠彦 |

| | | |
|-----|-------------------|-------|
| 事務局 | 部参事兼戦略統括監（戦略推進課長） | 土屋 雅敬 |
|-----|-------------------|-------|

■裾野市総合計画策定委員会名簿（2025年度（令和7年度））

| | 役職 | 職 | 氏名 |
|----|-----|----------|-------|
| 1 | 委員長 | 市長 | 村田 悠 |
| 2 | 委員 | 副市長 | 堀越 崇志 |
| 3 | | 副市長 | 大西 千聡 |
| 4 | | 教育長 | 風間 忠純 |
| 5 | | 市長戦略部長 | 土屋 雅敬 |
| 6 | | 総務部長 | 鈴木 努 |
| 7 | | 環境市民部長 | 杉山 和哉 |
| 8 | | 健康福祉部長 | 岡 利津子 |
| 9 | | 子育て部長 | 大塚 智美 |
| 10 | | 産業振興部長 | 横山 英哉 |
| 11 | | 建設部長 | 勝又 博文 |
| 12 | | デジタル部長 | 河合 正彦 |
| 13 | | 水道部長 | 鈴木 敬盛 |
| 14 | | 教育部長 | 高梨 恭 |
| 15 | | 議会事務局長 | 秋山 慶次 |
| 16 | | 会計管理者 | 福士 元紹 |
| 17 | | 監査委員事務局長 | 鈴木 則和 |

| | | |
|-----|--------|-------|
| 事務局 | 戦略推進課長 | 山下 幸宏 |
|-----|--------|-------|

■ 裾野市総合計画策定作業部会名簿（2024年度（令和6年度））

| | 所 属 | 職名 | 氏 名 |
|----|-------|----------|------------------------------|
| 1 | 市長戦略部 | 秘書課 | 課長 係長 間山 亨 根上 泰名 |
| 2 | | 情報発信課 | 課長 係長 大塚 智美 今野 功一 |
| 3 | | 渉外課 | 課長 係長 横山 英哉 大友 潤一 |
| 4 | 総務部 | 人事課 | 課長 主幹 杉山 龍治 松村 和俊 |
| 5 | | 財政課 | 課長 主席主査 小林 義彦 伊倉 佑哉 |
| 6 | | 総務課 | 課長 主席主査 原 邦臣 渡邊 早輝 |
| 7 | | 税務課 | 課長 主幹 芹澤 泰広 進藤 正寿 |
| 8 | | 公共施設経営課 | 課長 係長 山寄 浩司 井上 泰蔵 |
| 9 | 環境市民部 | 市民課 | 課長 課長代理 高田 寿樹 加藤 雅美 |
| 10 | | 生活環境課 | 課長 係長 井上 英丈 杉山 貴 |
| 11 | | 危機管理課 | 課長 主幹 服部 和彦 永田 隆之 |
| 12 | | 自治振興課 | 課長 係長 秋山 慶次 宮坂 里司 |
| 13 | | 深良支所 | 支所長 主査 亀崎 浩子 多田 佑理 |
| 14 | | 富岡支所 | 支所長 坪井 正人 |
| 15 | | 須山支所 | 支所長 主査 横山 王一 高橋 暁彦 |
| 16 | 健康福祉部 | 健康推進課 | 課長 課長代理 勝俣 善久 山口 直樹 |
| 17 | | 介護保険課 | 課長 係長 渡邊 圭一郎 稲田 幸子 |
| 18 | | 国保年金課 | 課長 主幹 笠間 健男 杉山 昭子 |
| 19 | | 総合福祉課 | 課長 課長代理 杉本 一之 佐藤 仁 |
| 20 | | 子育て支援課 | 課長 係長 勝又 淳 若杉 ゆかり |
| 21 | | 幼稚園・保育園課 | 課長 主幹 小野 善之 三浦 友輝 |

| | | | | |
|----|---------|-----------|--------------|------------------|
| 22 | 産業振興部 | 産業観光スポーツ課 | 課長 課長代理 | 杉本 雅弘 志村 敏博 |
| 23 | | 農林振興課 | 課長 係長 | 木原 慎也 渡邊 雄人 |
| 24 | 建設部 | 建設課 | 課長 課長代理 | 菊池 守 大串 謙一郎 |
| 25 | | 都市計画課 | 課長 主幹 | 渡瀬 重勝 伊藤 肇 |
| 26 | | 駅周辺整備課 | 課長 課長代理 | 藤森 一仁 杉本 英明 |
| 27 | | みどりと公園課 | 課長 係長 | 倉澤 直希 原 義則 |
| 28 | デジタル部 | 業務改革課 | 課長 係長 | 山下 幸宏 中原 義人 |
| 29 | | 情報システム課 | 課長 主席主査 | 坂田 幸洋 勝又 優斗 |
| 30 | 出納課 | | (課長) 課長代理 | (福士 元紹) 勝又 哲也 |
| 31 | 水道部 | 上下水道経営課 | 課長 係長 | 大庭 秀夫 柏木 邦夫 |
| 32 | | 上下水道工務課 | 課長 主幹 | 山田 克彦 芹澤 健 |
| 33 | 教育部 | 教育総務課 | 課長 主幹 | 長田 雄次 池ノ谷 京子 |
| 34 | | 学校教育課 | 課長 係長 | 佐野 充洋 本田 健介 |
| 35 | | 生涯学習課 | 課長 係長 | 古谷 伸導 高橋 玲子 |
| 36 | | 鈴木図書館 | 館長 主席主査 | 鈴木 則和 勝間田 隆英 |
| 37 | 議会事務局 | | (局長) 主席主査 | (湯山 博之) 永田 栄作 |
| 38 | 監査委員事務局 | | (局長) 主席主査 | (加藤 忠彦) 勝又 元美 |

※ () は策定委員会委員

座長

| | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 市長戦略部 | 戦略推進課 | 課長 | 土屋 雅敬 |
|-------|-------|----|-------|

事務局

| | | | |
|-------|-------|----------------|---------------------------|
| 市長戦略部 | 戦略推進課 | 主幹 係長 主査 | 根上 奈緒 勝間田 純嗣 松村 マリア |
|-------|-------|----------------|---------------------------|

■裾野市総合計画策定作業部会名簿（2025年度（令和7年度））

| | 役職 | 職 | 職名 | 氏名 |
|----|-------|----------|------------|-----------------|
| 1 | 市長戦略部 | 秘書広報課 | 課長 | 眞田 さおり |
| | | | 係長 | 根上 泰名 |
| 2 | | 渉外課 | 課長 係長 | 庄司 元一 大友 潤一 |
| 3 | | 都市計画課 | 課長 主幹 | 渡瀬 重勝 伊藤 肇 |
| 4 | 総務部 | 人事課 | 課長 主席主査 | 杉山 龍治 小河 素美 |
| 5 | | 財政課 | 課長 主席主査 | 間山 亨 伊倉 佑哉 |
| 6 | | 総務課 | 課長 主席主査 | 原 邦臣 渡邊 早輝 |
| 7 | | 税務課 | 課長 主幹 | 芹澤 泰広 進藤 正寿 |
| 8 | | 公共施設経営課 | 課長 係長 | 山寄 浩司 井上 泰蔵 |
| 9 | 環境市民部 | 市民課 | 課長 課長代理 | 高田 寿樹 加藤 雅美 |
| 10 | | 生活環境課 | 課長 係長 | 井上 英丈 杉山 貴 |
| 11 | | 危機管理課 | 課長 主幹 | 服部 和彦 永田 隆之 |
| 12 | | 自治振興課 | 課長 主席主査 | 亀崎 浩子 二村 佳輝 |
| 13 | | 深良支所 | 支所長 | 勝又 明彦 |
| 14 | | 富岡支所 | 支所長 | 石井 敦 |
| 15 | | 須山支所 | 支所長 | 渡邊 久子 |
| 16 | 健康福祉部 | 健康推進課 | 課長 課長代理 | 渡邊 圭一郎 山口 直樹 |
| 17 | | 介護保険課 | 課長 主幹 | 大庭 秀夫 加藤 忠彦 |
| 18 | | 国保年金課 | 課長 主幹 | 笠間 健男 杉山 昭子 |
| 19 | | 総合福祉課 | 課長 課長代理 | 杉本 一之 佐藤 仁 |
| 20 | 子育て部 | 子育て支援課 | 課長 係長 | 坪井 正人 若杉 ゆかり |
| 21 | | 幼稚園・保育園課 | 課長 主幹 | 小野 善之 三浦 友輝 |

| | | | | |
|----|---------|-----------|--------------|--------------------------------------|
| 22 | 産業振興部 | 産業観光スポーツ課 | 課長 係長 | 中村 健児 関野 悠樹 |
| 23 | | 農林振興課 | 課長 主幹 | 木原 慎也 八木 幸次 |
| 24 | 建設部 | 建設課 | 課長 主幹 | 杉本 雅弘 渡邊 基史 |
| 25 | | 駅周辺整備課 | 課長 課長代理 | 藤森 一仁 杉本 英明 |
| 26 | | みどりと公園課 | 課長 係長 | 倉澤 直希 原 義則 |
| 27 | デジタル部 | 業務改革課 | 課長 係長 | 小林 義彦 中原 義人 |
| 28 | | 情報システム課 | 課長 主査 | 坂田 幸洋 眞田 洋明 |
| 29 | 出納課 | | (課長) 課長代理 | (福士 元紹) 勝又 哲也 |
| 30 | 水道部 | 上下水道経営課 | 課長 係長 | 松村 和俊 眞田 順司 |
| 31 | | 上下水道工務課 | 課長 主幹 | 山田 克彦 芹澤 健 |
| 32 | 教育部 | 教育総務課 | 課長 主幹 | 勝又 和仁 (～9月) 長田 雄次 (9月～) 池ノ谷 京子 |
| 33 | | 学校教育課 | 課長 係長 | 佐野 充洋 本田 健介 |
| 34 | | 生涯学習課 | 課長 係長 | 古谷 伸導 高橋 玲子 |
| 35 | | 鈴木図書館 | 館長 主席主査 | 勝又 淳 勝間田 隆英 |
| 36 | 議会事務局 | | (局長) 主席主査 | (秋山 慶次) 永田 栄作 |
| 37 | 監査委員事務局 | | (局長) 主席主査 | (鈴木 則和) 勝又 元美 |

※ () は策定委員会委員

座長

| | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 市長戦略部 | 戦略推進課 | 課長 | 山下 幸宏 |
|-------|-------|----|-------|

事務局

| | | | |
|-------|-------|----------------|-------------------------|
| 市長戦略部 | 戦略推進課 | 係長 主査 主任 | 勝間田 純嗣 西島 璃子 大橋 翔 |
|-------|-------|----------------|-------------------------|

資料6 裾野市総合計画策定協議会（市民会議）

1. 委員構成

■裾野市総合計画策定協議会名簿（2024年度（令和6年度））

| | 団体名 | 役職 | 氏名 |
|----|----------------------------|----------------------------------|--------|
| 1 | 西地区 | 伊豆島田区長 | 米山 博猛 |
| 2 | 東地区 | 東地区区長会会長 | 本間 秋吉 |
| 3 | 深良地区 | 深良地区民生委員児童委員協議会 副会長 | 田村 守康 |
| 4 | 富岡地区 | 千福が丘区自治会副会長 | 吉田 照夫 |
| 5 | 須山地区 | 須山三区副区長 | 土屋 昭彦 |
| 6 | 裾野市民生委員児童委員協議会 | 副会長 | 杉山 あつ子 |
| 7 | 裾野市PTA連合会 | 会長 | 薄井 康夫 |
| 8 | 裾野市立西保育園保護者会 | 会長 | 西川 裕 |
| 9 | 裾野市農業委員会 | 農業委員 | 大庭 清宏 |
| 10 | 裾野市森林組合 | 理事 | 一之瀬 徳博 |
| 11 | 裾野市商工会 | 理事 | 西島 奉行 |
| 12 | 裾野市観光協会 | 理事 | 前田 高史 |
| 13 | 裾野市教育委員会 | 教育委員 | 庄司 伸子 |
| 14 | 裾野市社会教育委員会 | 委員長 | 小田 圭介 |
| 15 | NPO 法人裾野市スポーツ協会 | 理事長 | 安田 明 |
| 16 | 裾野市交通指導員会 | 副会長 | 古地 剛 |
| 17 | 裾野市地域地震防災指導員会 | 会長 | 大山 茂之 |
| 18 | 富士伊豆農業協同組合 | 理事 | 岡田 晃一 |
| 19 | 公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会東部支部 | 理事 | 鈴木 一史 |
| 20 | 裾野市建設業協会 | 副会長 | 渡邊 裕介 |
| 21 | 静岡県立裾野高等学校 | 校長 | 田代 直彦 |
| 22 | 裾野地区労働者福祉協議会 | 幹事 | 沼澤 茂明 |
| 23 | 新富士裾野工業団地協議会 | トヨタ自動車東日本株式会社 総務部総合センター管理室 主任 | 平松 美緒子 |
| 24 | 裾野警察署地域安全推進協議会 | 裾野副代表 | 杉山 千恵 |
| 25 | あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 | マーケット開発部地方創生戦略室 担当課長 | 鈴木 毅 |
| 26 | 公募委員 | — | 阿部 沙春 |
| 27 | 公募委員 | — | 杉本 明義 |
| 28 | 公募委員 | — | 杉本 平治 |

2. 開催概要

■スケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|--|--|
| 第1回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室A B | |
| 令和6年11月11日（月） 18：30～20：30 | <ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーション、委嘱状交付 ○市の現状、将来の人口、その他データの説明 ○ワークショップ <p>【テーマ】</p> <p>「裾野市の望ましい将来像について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裾野市の未来についての意見交換 |
| 第2回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室A B | |
| 令和6年12月13日（金） 18：30～20：20 | <ul style="list-style-type: none"> ○裾野市総合計画策定協議会の役割について ○ワークショップ <p>【テーマ】</p> <p>「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」の実現のために必要なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり ・アイスブレイク（お題付き自己紹介） ・施策の大綱別の現状と課題 ・実現のために必要な取組 |
| 第3回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室A B、多目的ルーム | |
| 令和7年1月30日（木） 18：30～20：40 | <ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ <p>【テーマ】</p> <p>「後期基本計画において重要（大切）な取組み」を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり ・シール投票（重点的に進めるべきだと思う取組について） ・第2回の意見をもとに大綱別に提案プロジェクトを作成 |
| 第4回裾野市総合計画策定協議会 於：裾野市役所 地下会議室A B、多目的ルーム | |
| 令和7年3月6日（木） 18：30～20：25 | <ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ <p>【テーマ】</p> <p>「後期基本計画策定に向けたまちづくりの提案」を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり ・大綱別に提案プロジェクトをブラッシュアップ ・プレゼンテーション（グループ発表） |

■提案プロジェクト一覧


大綱1 ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち〈子育て・教育・健康・文化〉


| | |
|------------|--|
| タイトル | 子育て親育て支援 プロジェクト |
| 背景・課題・ポイント | ○身近な地域で、保護者がレスパイト（息抜き）的に子どもを預けられる場所を増やすことで、裾野の子育てをサポートする |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの育ちへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ○学校近くの身近な場所に“放課後に子どもが居やすい場所”を確保する <ul style="list-style-type: none"> ・寺子屋のような無料の学びの場を ・親子が気軽に集まれる場所（居場所）を増やす。こどもだけでもよい ・子ども食堂のことを多くの市民に知ってもらい、気軽に利用できるようにする ■保護者（親）への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・すこっぷ（子ども家庭センター）を継続することなどにより、新米ママを支援する ・子育て世帯が、応援を頼みやすい関係づくり ・様々な世代での親同士等の関係づくり ・親がどれだけ関わってよいのか相談 ■親育て <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと同時に親を育てる ・子どもだけでなく親も気軽に相談できるホットライン（ホット相談） ・子育ての不安を和らげる仕組み（背中を押せる仕組み） |



| | |
|------------|--|
| タイトル | 社会の形成者育成 プロジェクト |
| 背景・課題・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> ■課題1：社会の形成者を育成したい <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法第1条教育の目的「社会の形成者の育成」 ・社会の形成者とは「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」者（法2条）（=将来の良き隣人） ■課題2：体験0の再生産を止めたい <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの体験格差の問題、経済的、時間的理由に加えて、保護者が体験0の家庭の子供、体験0率が50%を超える ・地域と関わることに価値を覚えていない保護者の子供は「保護者のすすめ」では地域に送り出されないという実態 ・子供の関心を入口にする必要がある |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■教育を語る場では「社会の形成者の育成」を常に真ん中に置く <ul style="list-style-type: none"> ・ありたい未来、将来の良き隣人を想像し、今の子供たちがそうなるための手立てを考える 例：市内5か所で開催されている「何にもしない合宿（特別な企画のない負担0のお泊り会）」が横展開しやすいように支援する 例：既に将来の入団申込書を提出する小中学生を生み出している「消防団クラブ（消防団員による多種目スポーツ教室）」がなぜ結果を出しているのかを分析する 例：地域住民同士、子供と大人が「知り合う場」として防災訓練や学校でのトークフオークダンス開催を支援する |

大綱2 地域資源を活用した魅力あふれるまち〈産業・観光〉

| | |
|----------------|--|
| タイトル | 特産物のブランド化 プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | ○素晴らしい資源（魅力）があるが活かされていない ⇒シイタケ、そば、ズガニ、アユをブランド化する ⇒ブランドを活かした新しいメニュー（料理）をつくりたい |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ブランド化をしやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・行政も規制緩和などでブランド化を推進していく ■6次産業を推進していく <ul style="list-style-type: none"> ・法印さんの活用 ■すそのブランドの中の特別なもの「プレミアムすそのブランド」 <ul style="list-style-type: none"> ・ストーリーで魅せる裾野の魅力 ■ブランド化した魅力をPRする <ul style="list-style-type: none"> ・一過性で終わらない仕掛け <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> |

| | |
|----------------|--|
| タイトル | 法印（ホウエン）さんの道 プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | ○裾野市内に点在する観光資源をうまく活用してコースにする。 【新アイデア】法印(ほうえん)さんの修験者コースを歩く |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■村山の修験者の道を巡るコース <ul style="list-style-type: none"> ・村山浅間神社の修験者が活動していた修験道を利用して、裾野市全体の観光振興をやる。 (須山浅間神社－下和田－今里－金沢－葛山の依京寺－伊豆島田不動尊－大畑大日堂など) ・須山浅間神社、法印（ホウエン）と修験コースを全国、世界に紹介、PRする ■自転車でルートをたどる（シェアサイクル） →須山浅間神社やヘルシーパーク裾野をスタート ■説明看板の設置 ■滝や神社を回る仕掛けづくり ■オリンピックのロードレースのコースを使い、山梨県や御殿場市を巻き込んでいく <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> |

| | |
|----------------|--|
| タイトル | まちも明るく、人も明るく プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | ○魅力のある街（住環境）には安全が必要であることから、裾野市が夜に歩いても安全なまちであることをアピールする |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■安全に人が集まってくることができる環境づくり ■コミュニティ力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・お互いに思いやりを持つ地域で安全なまちをつくる ■人と人との関係性が良くなり、まちも人も明るくなる ■軽水力発電 ■動く公園 <ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる場所をつくる |

大綱3 安全・安心に住み続けられるまち〈環境・防災・医療・地域福祉〉

| | |
|------------|--|
| タイトル | 【防災】生き抜くための知恵 プロジェクト |
| 背景・課題・ポイント | ○新しい防災訓練により被害を減災したい！ ○みんな強制的やっている？！負担感ゼロの防災訓練にしたい！ ○訓練内容が実際と合っているのか疑問！ |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災訓練の刷新 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの防災訓練（可搬ポンプ、消火器など）では、実際の震災になった時に、本当に機能するのか不安。実際の災害を想定して、各区で新しく見直していく必要がある。どんな訓練をやるのか（マニュアル化）楽しい訓練 ・防災訓練のマンネリ化。ばらつきがある地区の訓練方法を見直す ・避難所の役割分担を想定して、訓練内容（方法）を見直してはどうか →避難所運営ゲーム（HUG）、災害対応運営ゲーム（SUG）を展開することでイメージがしやすくなる！ ・実際の被災状況を画面を通して目で見ることも大事（訓練＋勉強会＋展示） ・被災を身近に感じる仕掛けづくり。子ども（中学生）主体の訓練 ・インフラが使えない状態での訓練 ■ 減災に向けた共助・近助の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会の活性化 ・小グループでの訓練実施 |

| | |
|------------|--|
| タイトル | 【繋がり】地域で笑顔で暮らせる プロジェクト |
| 背景・課題・ポイント | ○顔の見える繋がりでないので防災にも救急にも繋がらない ○各種団体がなくなる等、地域の繋がりが希薄になっている |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 老若男女が気軽に参加できるイベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ方法を目指している団体（子ども会、老人会、婦人会など）との横の繋がりを つくる ・気軽に参加できる機会を作りたい ・子どもが集まれば人が集まる。子どもにも地域の活動を知らせる ・子どもとお年寄りの繋がりを作る ・主体的な場作り。無理のない繋がり の場 →昔ながらの地域行事、近隣市町も参考に ■ 焚火イベントを実施する <ul style="list-style-type: none"> ・地域に暮らしている人が集まって焚火を囲むイベントを開催して、笑顔で暮らせるようになるための意見を出し合う。 →名前や顔のわかる関係性を構築することで防災、救急に繋がる！ <p>繋がりを作る機会が「安全・安心に住み続けられるまち」につながる！</p> |

| | |
|------------|---|
| タイトル | 【救急】生きるための医療・健康 プロジェクト |
| 背景・課題・ポイント | ○市民の安心安全のために、地域の医療をもっと強化してほしい！ ○市内だと医療体制が不安な部分がある |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合病院のような機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療の充実 ・専門医の充実（大学病院、専門病院の誘致） ・開業医（かかりつけ医）と総合病院との連携強化 ・医者地域（裾野市）で育てる ・2次病院（小児科、循環器、脳外科） ・検診の充実 ⇒命のバトンをつなげていく ■ 訪問診療 <ul style="list-style-type: none"> ・受け皿がないため充実 ■ 他事例を参考にした取組 <ul style="list-style-type: none"> ・自治医科大 |

大綱4 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち〈都市・交通・社会基盤〉

| | |
|----------------|---|
| タイトル | 自由な足の確保 プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> ○自由な足（移動手段）を確保する。 ⇒交通手段がなくなること在全世代が心配している（学校統合時の通学バス、免許返納時の交通手段など） ⇒自動運転の導入について、実証実験などを通じて、多くの市民の機運を高める |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■移動手段を増やしていく取組み ・通学、通園、通勤バスへの乗車のシェアやそれ以外の時間に路線バスを運行するなど効率的な運行ができるようにする ・ライドシェアをいち早く取り入れるための学習会、講習会をする ・乗合のできる地域社会（コミュニティ）づくり ・深良新駅設置に向けた研究 ■自動運転への期待 ・ウーブン・シティと連携して、自動運転の運行実験を誘致するなどして市民の機運を高めていく ・企業の研究と歩調を合わせる事がポイント |

| | |
|----------------|---|
| タイトル | わくわくするまちづくり プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> ○裾野駅前の魅力を高めて、にぎわいをつくる ○歩いて楽しめるまちづくりを進める ○情報発信の工夫（子ども向けや親子の会話を促す発信） |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■裾野駅前のにぎわいづくり ・駅前の更地を使って、イベントや祭りを開催する（例：さわやかウォーキングやインバウンド需要も意識） ・駅前にクリニックや総合病院を誘致することで、地元資本の飲食店や娯楽施設の立地につなげていく ・駅前に地元企業のPRの場をつくる ・緑化や花植えなど、市民の力を引き出すための声かけや仕組みづくり ■再開発のためのニーズ調査、地元への働きかけ ・新しい発想の複合公共施設を検討する ・ワクワクすることを公募する ■裾野駅と岩波駅の差別化 ・それぞれの個性を活かした公園やまちの機能を展開する |

大綱5 時代のニーズに応えられるまち〈市民自治・都市経営〉

| | |
|----------------|--|
| タイトル | まちを変える投票 プロジェクト |
| 背景・課題 ・ポイント | ○選挙の投票率は、裾野市の将来に期待値を表しているため、投票率を高める必要がある |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 投票への意識を高める <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高校で、子ども達が、投票に行くこと・立候補することをカッコイイと思うような教育をする ・インターネットを活用して、若い人の投票率をアップさせる ・事業所への投票の働きかけ ■ 投票しやすくする・ついでに投票できる仕掛けづくり <ul style="list-style-type: none"> ・親と子が一緒に投票所に行くようにするための取組み ・交通手段の少ないお年寄りが投票できるように「移動投票バス」を運行する。移動バスでは、企業とのタイアップにより買物もできるようにする ・期日前投票の場所を増やす ■ 投票への特典をつくる <ul style="list-style-type: none"> ・大人も子どもが楽しめるイベントを投票日と併せて開催する。(子どもへの特典を用意する) ・センキョ割(※1)を実施する <p>※1: 投票後、投票済証明書や撮った写真をクーポンとして、参加店でオトクが楽しめる仕組み</p> |



3. 裾野市総合計画策定協議会設置要綱

○裾野市総合計画策定協議会設置要綱

平成 31 年 3 月 22 日

告示第 54 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 59 号

令和 2 年 9 月 18 日告示第 148 号

令和 4 年 3 月 10 日告示第 27 号

(設置)

第 1 条 裾野市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、裾野市総合計画策定条例施行規則(令和 2 年裾野市規則第 33 号)第 6 条の規定に基づき、広く民間有識者等の意見を反映させるため、裾野市総合計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、総合計画の策定について協議を行い、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は関係団体の代表者
- (2) 民間事業者の代表者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長を務める。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される協議会は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、協議会の目的が達成されないと認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の職務は、市長戦略部戦略推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 59 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年告示第 148 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 27 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料7 市民意識調査（市民・高校生）

1. 市民意識調査

■実施要領

○調査目的

市のまちづくりの指針である「第5次裾野市総合計画後期基本計画」の基礎資料とし、市民からのご意見をこれからのまちづくりの参考とする

○調査方法

調査対象： 裾野市内に住んでいる満18歳以上の方から無作為に抽出した1,200人

調査方法： 対象者に郵送で調査票を送付、記入した調査票の郵送またはインターネットによる回答

実施期間： 令和7年1月20日（月）～ 令和7年2月12日（水）

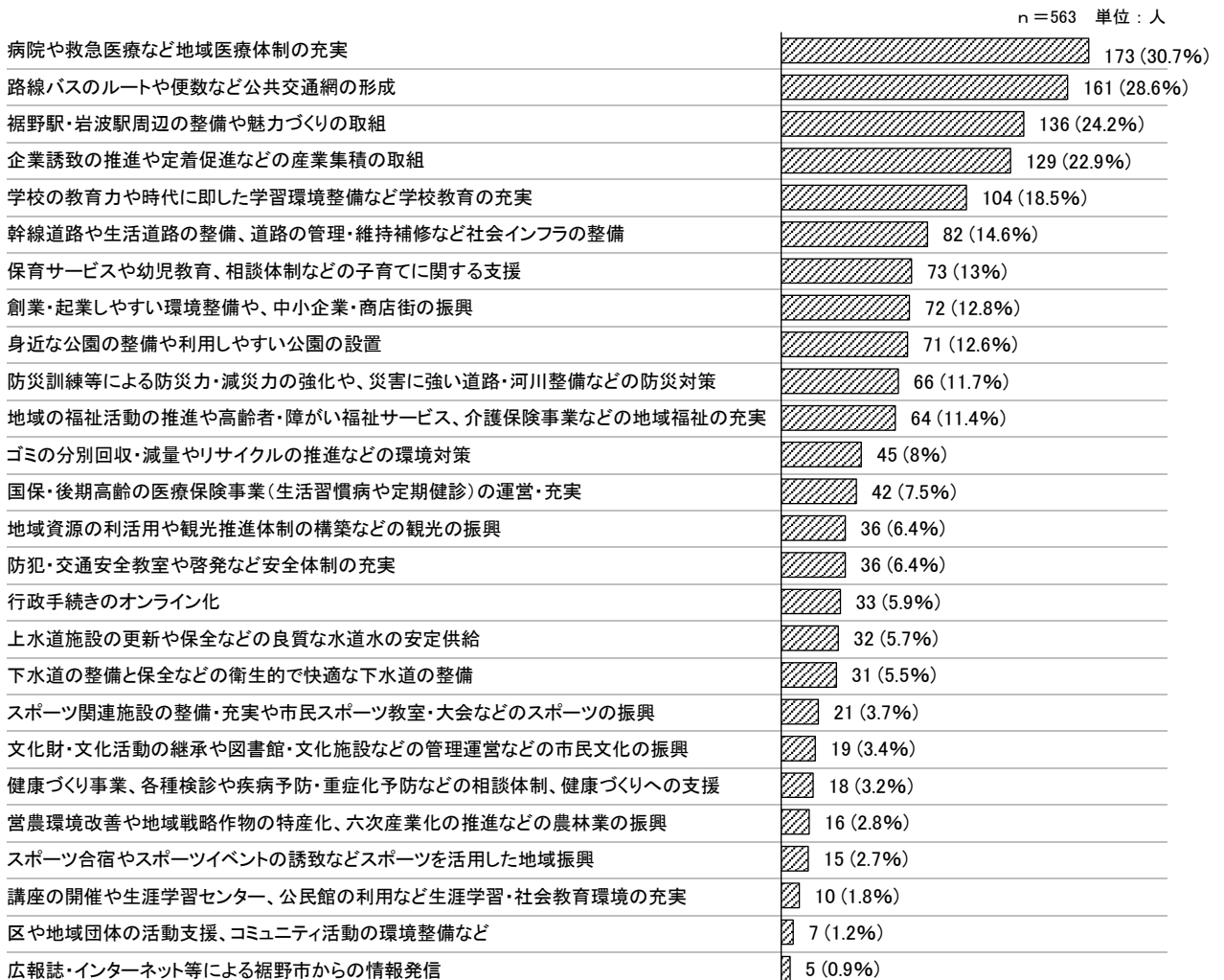
○回収結果

| 発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|--------------------------------|-------|
| 1,200 票 | 563 票（郵送回収・388 票＋WEB 回収・175 票） | 46.9% |

※有効回収数：集計に利用した票数

■調査結果（抜粋）

問 裾野市が今後力を入れるべきだと思う取組を教えてください。（3つまで）



2. 高校生アンケート

■実施要領

○調査目的

まちづくりに関する計画（総合計画）と道の駅整備の基本計画を策定するための基礎資料とする

○調査方法

調査対象： 静岡県立裾野高等学校（1年生…114名、2年生…116名、3年生…124名）
不二聖心女子学院高等学校（1年生…81名、2年生…83名、3年生…86名）

調査方法： スマートフォン・タブレット、パソコンのいずれかによる回答

実施期間： 令和7年5月中～下旬（裾野高…6/4（水）、不二聖心女子高…5/30（金）締切）

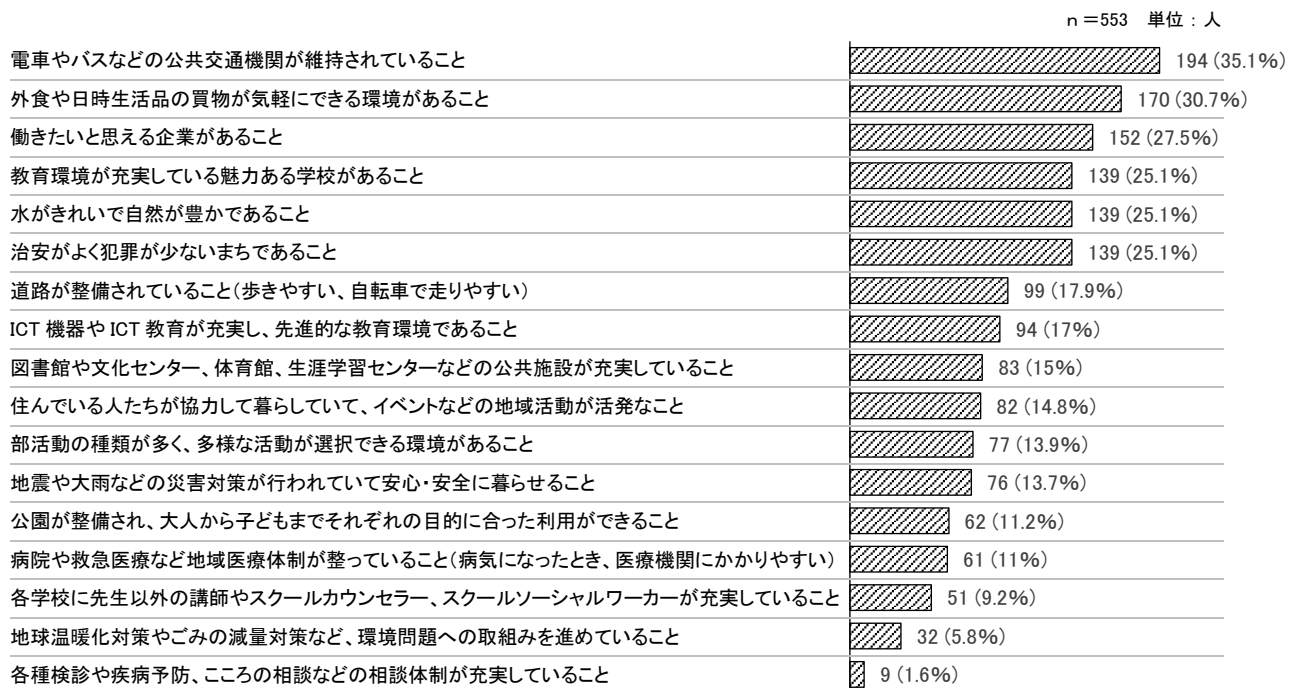
○回収結果

| 配付数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|----------------------------|-------|
| 604 票 | 553 票（裾野高…338、不二聖心女子高…215） | 91.6% |

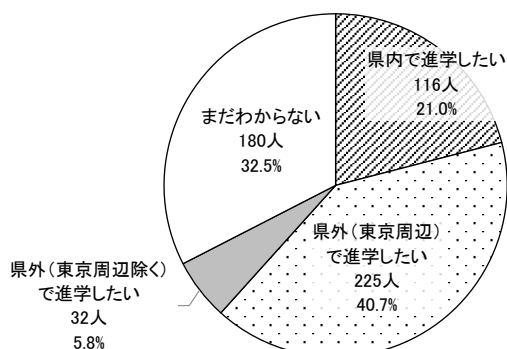
※有効回収数：集計に利用した票数

■調査結果（抜粋）

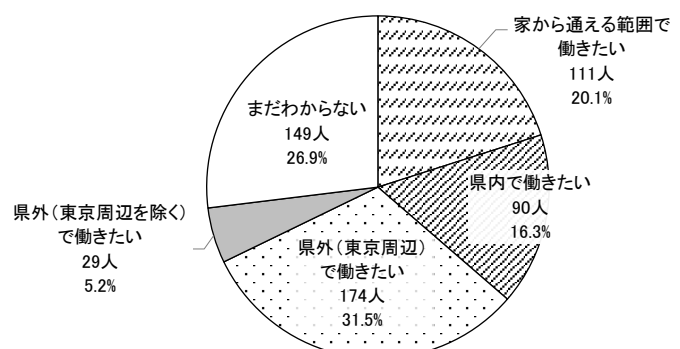
問 裾野市は、どの取組に注力したらより魅力あるまちになると考えますか。（3つまで）



問 進学についての考えを教えてください。



問 働き方についての考えを教えてください。



3. その他の意見集約

○裾野市総合計画協議会（市民会議）、市民意識調査（市民アンケート）、高校生アンケートのほか、匿名の意見を集める「デジタル目安箱」、中学生の意見を集める「中学生提言」、児童生徒の提言を聞く「子どもミライ会議」を実施しています。

| 機会（対象） | 調査・収集手法 | 特徴・長所 | 主な意見内容 |
|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 市民アンケート （18歳以上の市民 1,200人） | 郵送による配布回収 （Web回答含む） 【563票】 | 市民全体の優先課題等について統計的な分析ができる | （略：176ページ参照） |
| 高校生アンケート （市内2校） | 高校を通じて調査依頼・回収 【604件】 | 進学・就職などを考える高校生の意見を集められる | （略：177ページ参照） |
| 策定協議会ワークショップ （市民28人） | 産学官民の代表による意見交換と提案書への意見集約 | 行政施策の内容・推進方策について、具体的な提案を受けることができる | （略：168ページ参照） |
| デジタル目安箱 （匿名：制限なし） | 裾野市のホームページからの意見収集 【142件】 | 匿名性・即時性により多様な声を集めることができる | ①行政DXの遅れ ②子育て制度の使いにくさ ③公共施設不足 等 |
| 中学生提言 （中学校5校） | 総合学習の授業で地域課題を提言 【172件】 | 中学生の日常生活の視点から、率直な意見を把握できる | ①観光政策・振興（44件） ②都市整備・開発（26件） ③広報・PR戦略（17件） ④子育て支援・教育政策（16件） ⑤環境保全・政策（15件） |
| 子どもミライ議会 （小中14校代表） | 児童生徒が「未来の裾野市」をテーマに議会形式で提言 | 将来世代による未来志向を聞くことができる | ○自然を生かした公園整備 ○市民参加型のまちづくりの推進 ○廃棄物の減量とエネルギーの循環的な活用施策 ○拠点（駅周辺）の活性化 ○市民活動と文化発信の場の創出 等 |

資料8 パブリックコメント制度

第5次裾野市総合計画後期基本計画（骨子案）について、パブリックコメント制度を実施し、意見を募集しました。

■実施要領

○募集期間

令和7年9月24日（水）～ 令和7年10月23日（木）

○意見の提出方法と人数・件数

| 提出方法 | 人数（人） | 件数（件） |
|--------|-------|-------|
| 窓口持参 | | |
| 電子メール | | |
| 郵送 | | |
| F A X | | |
| ウェブサイト | | |
| 計 | | |

資料9 関連計画一覧

| 施策の大綱 | 関連計画 | 計画期間（年） |
|--|--|-----------|
| 大綱 1 ひとりひとりが 役割を持ち 輝けるまち 〈子育て・教育・健康・文化〉 | 第2次裾野市母子保健計画 | 2021～2031 |
| | 第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画 | 2025～2029 |
| | 裾野市幼児施設整備基本構想改訂版3、 裾野市教育・保施設再編計画改訂版 | 2025～2036 |
| | 第3期裾野市教育振興基本計画 | 2026～2030 |
| | 裾野市こども計画 | 2026～2029 |
| | 裾野市こども・若者計画 | 2026～2029 |
| | 第3期裾野市教育振興基本計画 | 2026～2030 |
| | 裾野市学校教育施設再編基本計画 | 2023～2037 |
| | 裾野市学校給食施設整備基本構想 | 2025～ |
| | 第2期裾野市学校教育情報化推進計画 | 2026～2030 |
| | 第3期裾野市教育振興基本計画 | 2026～2030 |
| | 第2次すその健康増進プラン | 2021～2031 |
| | 第3次裾野市食育推進計画 | 2021～2031 |
| | 第2次裾野市歯科保健計画 | 2021～2031 |
| | 第2次いのち支える裾野市自殺総合対策計画 | 2021～2031 |
| | 第4期裾野市特定健康診査等実施計画 | 2024～2029 |
| | 第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） | 2024～2029 |
| | 第2期裾野市スポーツ推進計画 | 2026～2030 |
| | 子ども読書活動推進計画 | 2025～2030 |
| | 第2次裾野市教育振興基本計画 | 2021～2025 |
| 裾野市男女共同参画プラン「はじめのいっぽIV」 | 2023～2032 | |
| 大綱 2 地域資源を活用した 魅力あふれるまち 〈産業・観光〉 | 裾野市企業立地方針 | 2022～ |
| | 産業振興基本計画 | 2017～2026 |
| | 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針 | 2025～ |
| | 裾野市地域イノベーション戦略 | 2025～ |
| | 産業振興基本計画 | 2017～2026 |
| | 裾野市農業振興地域整備計画 | 2025～2030 |
| | 裾野市鳥獣被害防止計画 | 2024～2026 |
| | 裾野市森林整備計画 | 2021～2030 |
| | 裾野市特定間伐等促進計画 | 2021～2030 |
| | 裾野市観光戦略 | 2024～2030 |
| 大綱 3 安全・安心に 住み続けられるまち 〈環境・防災・医療・地域福祉〉 | 第3次裾野市環境基本計画 | 2026～2035 |
| | 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編） | 2026～2035 |
| | 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編） | 2021～2030 |
| | 裾野市一般廃棄物処理基本計画 | 2022～2031 |
| | 裾野市災害廃棄物処理計画 | 2022～ |
| | カーボンニュートラルロードマップ | 2023～ |
| | 裾野市気候変動適応計画 | 2026～2035 |
| | 裾野市生物多様性地域戦略 | 2026～2035 |
| | 裾野市地域防災計画 | 毎年度更新 |
| | 裾野市水防計画 | 2024～2025 |
| | 富士山火山避難基本計画 | 毎年度更新 |
| | 裾野市国土強靱化地域計画 | 2021～2025 |
| | 第11次裾野市交通安全計画 | 2021～2025 |
| | 第2次すその健康増進プラン | 2021～2031 |
| | 第4期裾野市特定健康診査等実施計画 | 2024～2029 |
| | 第3期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） | 2024～2029 |
| 第4次裾野市地域福祉計画 | 2021～2025 | |
| 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 | 2027～2029 | |
| 第6期裾野市障がい福祉計画 | 2021～2023 | |

| | | |
|---|---------------------------|-----------|
| <p>大綱 4</p> <p>将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち</p> <p>〈都市・交通・社会基盤〉</p> | 第4次国土利用計画裾野市計画 | 2021～2030 |
| | 裾野市都市計画マスタープラン | 2016～2035 |
| | 裾野市立地適正化計画 | 2019～2035 |
| | 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針 | 2025～ |
| | 裾野市優良田園の建設の促進に関する基本方針 | 2025～ |
| | 第7次国土調査事業10箇年計画 | 2020～2029 |
| | 裾野都市計画事業裾野駅西土地地区画整理事業事業計画 | 2002～2029 |
| | 岩波駅周辺地区まちづくり基本計画（技術編含む） | 2022～2041 |
| | 裾野市住生活基本計画 | 2022～2031 |
| | 裾野市公営住宅長寿命化計画 | 2022～2031 |
| | 裾野市耐震改修促進計画 | 2021～2025 |
| | 裾野市景観形成基本計画 | 2013～ |
| | 裾野市景観計画 | 2013～ |
| | 裾野市屋外広告物基本計画 | 2015～ |
| | 裾野市空家等対策計画 | 2019～2025 |
| | 裾野市緑の基本計画 | 2019～ |
| | 裾野市地域公共交通計画 | 2023～2027 |
| | 裾野市都市計画道路整備プログラム | 2019～2028 |
| | 裾野市橋梁長寿命化修繕計画 | 2020～2029 |
| | 裾野東西地区道路整備計画 | 2013～ |
| | 水質検査計画 | 2025～2026 |
| | 裾野市水道事業基本計画 | 2021～2035 |
| | 裾野市上下水道耐震化計画 | 2025～2029 |
| | 裾野市公共下水道事業基本計画汚水処理施設整備構想 | 2017～2026 |
| 裾野都市計画下水道事業・裾野市公共下水道事業計画 | 2023～2027 | |
| 裾野市公共下水道事業基本計画 | 2025～2050 | |
| <p>大綱 5</p> <p>時代のニーズに応えられるまち</p> <p>〈市民自治・都市経営〉</p> | 第2次市民協働によるまちづくり推進計画 | 2023～2027 |
| | 裾野市官民データ活用推進計画 | 2026～2030 |
| | 裾野市DX方針 | 2026～2028 |
| | 裾野市ICT部門の業務継続計画 | 2017～ |
| | 裾野市公共施設等総合管理計画 | 2016～2045 |
| | 公共施設における用地のあり方に関する基本方針 | 2024～ |
| | 裾野市行財政運営方針 | 2024～ |
| | 今後の財政見通し | 毎年度 |
| | 裾野市人材育成基本方針 | 2025～2030 |
| | 裾野市人材育成推進計画 | 2025～2030 |
| 監査計画 | 毎年度 | |

用語解説一覧表

市 民 憲 章

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもとその気高く美しい姿のように、人間性豊かな平和都市を理想として、この憲章を定めます。

- 働くことに喜びをもち、明るく健康なまちをつくります。
- 思いやりの心で、住みよいまちをつくります。
- 秩序をまもり、平和で安全なまちをつくります。
- 恵まれた自然を大切に、美しいまちをつくります。
- 伝統を生かし、創造性をつちかい、文化のまちをつくります。

(昭和 56 年 8 月 1 日制定)

健 康 文 化 都 市 宣 言

わたくしたち裾野市民は、麗峰富士のもと、あふれる緑と清流、そして温暖な気候に恵まれた自然の恩恵を享受しています。

この豊かな自然環境を守り、穏やかで活気に満ちた人生を、地域をきずきあげることは、わたくしたちすべての願いです。

市民一人ひとりの創意と工夫により、健康的な生活習慣を身につけ、「すがすがしく、すこやかに、たすけあいに生きるまちづくり」をめざし、ここに「健康文化都市すその」を宣言します。

(平成 7 年 12 月 2 日)

平 和 都 市 宣 言

裾野市は、人間性豊かな平和都市を理想とした市民憲章のもと、富士山をはじめとする美しい自然に恵まれたなかで、住みよいまちを育んできました。

この豊かなふるさとを次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちの使命であり、また、世界の恒久平和を実現させることは、人類共通の願いです。

しかし、世界では現在も紛争が繰り返され、核兵器の存在が人類の未来に深刻な脅威と不安をもたらしています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、戦争の記憶を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和な世界を強く望むものです。

戦後 70 年の節目にあたり、わたしたち裾野市民は、未来を担う子どもたちに、戦争の悲劇と平和の大切さを伝え続け、一人ひとりが安心して暮らせる平和な社会の実現に向けて、不断の努力を続けることを誓い、ここに「平和都市」を宣言します。

(平成 27 年 12 月 9 日宣言)

第5次裾野市総合計画
(基本構想・後期基本計画)

令和8年●月

〈発行〉

裾野市 市長戦略部 戦略推進課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地